素材	銀		
品位	純銀		
量目	三十一・一グラム		
形式			
直径	四十ミリメートル		
彩色	白色、黒色、水色、青色、青紫色、ピンク色、赤色及び緑色		
夕	五十八　国立公園制度百周年を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第四十九号ヲ又はワのいずれかに掲げるものにつき一枚を容器に入れたもの	一万四千九百十円	

改める。

別表第三第四十三号中「四十四万枚」を「五十二万枚」に改める。

別表第四に次のように加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
内閣総理大臣　高市　早苗

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十六号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十七号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十三条において準用する同法第十条及び第二十四条並びに同法第四十三条第一項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第四項並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。